

山梨県公報

第五百五十一号

令和七年

四月三日

木曜日

目次

告示	
○公印の廃止……………	一七二
○救急病院等の認定……………	一七一
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	一七一
公告	
○県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………	一七一
○基本測量の実施……………	一七二
○開発行為に関する工事の完了について……………	一七二

告示

山梨県告示第百十九号

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）に基づき、子育て支援局用、感染症対策センター用、環境・エネルギー部用及び多様性社会・人材活躍推進局用の山梨県知事印を令和七年四月一日付けで廃止した。

令和七年四月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第百二十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年四月三日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長崎 幸太郎

名称

所在地

山梨県立中央病院

甲府市富士見一丁目一番一号

二 認定期限 令和十年三月三十一日

山梨県告示第百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和七年三月二十七日
- 二 指定道路の位置 都留市法能字宮代一〇九九番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十八・七メートル

公告

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協議を行うに当たり、県営土地改良事業（富士川北部地区中山間地域総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

令和七年四月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和七年四月三日から令和七年五月二日まで

三 縦覧場所

富士川町役場

四 意見書の提出方法

この事業計画の概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、山梨県峡南農務事務所長あて書面で提出してください。

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（火山基本図作成）

二 測量の地域 富士吉田市、都留市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

三 測量の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 上野原市上野原字押出し千八百四十二番三十五、千八百四十二番三十六、千八百四十二番四十五、千八百四十六番一から四、千八百五十三番一から三、千八百五十四番一、千八百五十四番二、千八百五十五番一、千八百五十五番二、千八百六十一番、千八百六十一番二及び千八百六十二番一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方 宏司